

品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱</b></p> <p style="text-align: center;">制定 昭和53年 3月27日区長決定 要綱第134号                      改正 昭和53年 3月28日区長決定 要綱第 12号                      改正 平成 5年 2月25日区長決定 要綱第 6号                      改正 平成13年 9月11日区長決定 要綱第175号                      改正 平成16年 6月30日区長決定 要綱第112号                      改正 平成23年 7月19日区長決定 要綱第110号                      改正 <b>令和 8年 1月30日区長決定 要綱第256号</b></p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この要綱は、高齢者や障害者などを含めたすべての品川区民(以下「区民」という。)が、不特定多数の用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備することにより、福祉のまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第二条 この要綱において整備を図る建築物(以下「適用施設」という。)は、次の各項に掲げるものとする。</p> <p>1 次の各号に掲げる建築物のうち延べ床面積が300 m<sup>2</sup>を超えかつ1000m<sup>2</sup>未満のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 興業施設(劇場、観覧場、映画館、演芸場など)</li> <li>二 展示施設等(展示場、自動車展示場など)</li> <li>三 宿泊施設(ホテル、旅館など)</li> <li>四 運動施設又は遊技場等(体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場など)</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱</b></p> <p style="text-align: center;">制定 昭和53年 3月27日区長決定 要綱第134号                      改正 昭和53年 3月28日区長決定 要綱第 12号                      改正 平成 5年 2月25日区長決定 要綱第 6号                      改正 平成13年 9月11日区長決定 要綱第175号                      改正 平成16年 6月30日区長決定 要綱第112号                      改正 平成23年 7月19日区長決定 要綱第110号</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この要綱は、高齢者や障害者などを含めたすべての品川区民(以下「区民」という。)が、不特定多数の用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備することにより、福祉のまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第二条 この要綱において整備を図る建築物(以下「適用施設」という。)は、次の各項に掲げるものとする。</p> <p>1 次の各号に掲げる建築物のうち延べ床面積が300 m<sup>2</sup>を超えかつ1000m<sup>2</sup>未満のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 興業施設(劇場、観覧場、映画館、演芸場など)</li> <li>二 展示施設等(展示場、自動車展示場など)</li> <li>三 宿泊施設(ホテル、旅館など)</li> <li>四 運動施設又は遊技場等(体育館、水泳場、ボーリング場、<b>パチンコ店、カラオケボックス、遊技場など</b>)</li> </ul>

新	旧
<p>五 公衆浴場(公衆浴場、クアハウスなど)</p> <p>六 一部飲食店(キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど)</p> <p>七 自動車教習所</p> <p>2 次の各号に掲げる建築物のうち敷地面積が1000㎡以上かつ延べ床面積が2000㎡未満のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 卸売市場</li> <li>二 事務所(他の施設に付属するものを除く。)</li> <li>三 工場施設</li> <li>四 集合住宅(共同住宅、寄宿舍、寮など)</li> </ul> <p>3 次の各号に掲げる建築物のうち敷地面積が1000㎡未満かつ延べ床面積が2000㎡未満のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 総戸数が20戸以上の集合住宅(共同住宅、寄宿舍、寮など)</li> <li>二 総戸数が15戸以上20戸未満の集合住宅(共同住宅、寄宿舍、寮など)のうち「品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱」(平成19年12月10日区長決定)の適用を受けるもの</li> </ul> <p>4 その他区長が特に必要と認める建築物</p> <p>(整備の方針)</p> <p>第三条 適用施設については、次の方針により整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 新築・全面改築を行う場合においては、区民が支障なく利用できるようにするものとする。</li> <li>二 既存の施設については、可能な限り区民が支障なく利用できるように改善するものとする。</li> </ul> <p>(建築の指針)</p> <p>第四条 適用施設の整備項目については、別表「建築物等に関する整備項目</p>	<p>五 公衆浴場(公衆浴場、クアハウスなど)</p> <p>六 一部飲食店(キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど)</p> <p>七 自動車教習所</p> <p>2 次の各号に掲げる建築物のうち敷地面積が1000㎡以上かつ延べ床面積が2000㎡未満のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 卸売市場</li> <li>二 事務所(他の施設に付属するものを除く。)</li> <li>三 工場施設</li> <li>四 集合住宅(共同住宅、寄宿舍、寮など)</li> </ul> <p>3 次の各号に掲げる建築物のうち敷地面積が1000㎡未満かつ延べ床面積が2000㎡未満のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 総戸数が20戸以上の集合住宅(共同住宅、寄宿舍、寮など)</li> <li>二 総戸数が15戸以上20戸未満の集合住宅(共同住宅、寄宿舍、寮など)のうち「品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱」(平成19年12月10日区長決定)の適用を受けるもの</li> </ul> <p>4 その他区長が特に必要と認める建築物</p> <p>(整備の方針)</p> <p>第三条 適用施設については、次の方針により整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 新築・全面改築を行う場合においては、区民が支障なく利用できるようにするものとする。</li> <li>二 既存の施設については、可能な限り区民が支障なく利用できるように改善するものとする。</li> </ul> <p>(建築の指針)</p> <p>第四条 適用施設の整備項目については、別表「建築物等に関する整備項目</p>

新	旧
<p>適用基準表」のとおりとし、整備の基準については、<b>別紙</b>「建築指針」(これに定めのない事項については「東京都福祉のまちづくり条例」(平成7年条例第33号)の整備基準を準用)のとおりとする。ただし、施設の規模・機能および地形等を考慮し、指導するものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第五条 適用施設を新たに建設しようとする建築主等は、計画の段階で事前に区長と協議するものとする。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、平成13年10月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、平成16年7月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、平成23年7月19日から施行する。</p> <p><b>付則</b></p> <p><b>この要綱は、令和8年7月31日から施行する。</b></p>	<p>適用基準表」のとおりとし、整備の基準については、<b>別に定める</b>「建築指針」(これに定めのない事項については「東京都福祉のまちづくり条例」(平成7年条例第33号)の整備基準を準用)のとおりとする。ただし、施設の規模・機能および地形等を考慮し、指導するものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第五条 適用施設を新たに建設しようとする建築主等は、計画の段階で事前に区長と協議するものとする。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、平成13年10月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、平成16年7月1日から施行する。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、平成23年7月19日から施行する。</p>

建築物等に関する整備項目適用基準表											新
1 要綱第2条第11項に掲げる建築物	敷地内の通路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	主要な出入口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	傾斜路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	昇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
2 要綱第2条第21項に掲げる建築物の内第4号以外のもの	敷地内の通路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	主要な出入口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	傾斜路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	昇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
3 第2条第21項に掲げる建築物のうち同項第4号に該当するもの、および、同条第3項に掲げる建築物	敷地内の通路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	主要な出入口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	傾斜路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	昇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
(○：配慮するもの、△：施設の目的に応じて配慮するもの) * 建築指針の適用は、施設の利用・規模の状況等を総合的に勘案して行うものとする。ただし、設備が困難な場合には、代替的または補完的措置を講ずるものとする。 なお、主として高齢者、障害者の利用を目的とした施設においては、必要に応じ、きめ細かい配慮を行うよう努めるものとする。											
建築物等に関する整備項目適用基準表											旧
1 要綱第2条第11項に掲げる建築物	敷地内の通路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	主要な出入口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	傾斜路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	昇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
2 要綱第2条第21項に掲げる建築物の内第4号以外のもの	敷地内の通路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	主要な出入口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	傾斜路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	昇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
3 第2条第21項に掲げる建築物のうち同項第4号に該当するもの、および、同条第3項に掲げる建築物	敷地内の通路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	主要な出入口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	傾斜路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	昇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
(○：配慮するもの、△：施設の目的に応じて配慮するもの) * 建築指針の適用は、施設の利用・規模の状況等を総合的に勘案して行うものとする。ただし、設備が困難な場合には、代替的または補完的措置を講ずるものとする。 なお、主として高齢者、障害者の利用を目的とした施設においては、必要に応じ、きめ細かい配慮を行うよう努めるものとする。											